

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：アジア経済研究協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 篠原 高宏
- (3) 所在地：三重県桑名市大字和泉 83 番地 3

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、傘下の実習実施者に対し、適切な技能実習計画の作成指導を行っていないこと、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の文書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び技能実習を行わせようとする者に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的で、虚偽の文書を提供したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（同法第 25 条第 1 項第 2 号（同法第 39 条第 3 項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：ミリオン協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 土肥 宣隆
- (3) 所在地：福井県福井市花堂東1丁目3番20号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことから、技能実習法第37条第1項第1号（同法第25条第1項第2号（同法第39条第3項））及び第4号（同法第39条第3項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：中小企業地域振興事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 岩崎 誠
- (3) 所在地：鹿児島県鹿児島市田上七丁目1番6号

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和4年11月29日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

技能実習生の旅券等を保管していたことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：エヌ・エー・シー株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中藤 和昇
- (3) 所在地：岡山県倉敷市西阿知町西原 846 番地 21

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（20 件）

平成30年6月1日認定「認1809002526」「認1809002527」「認1809002528」  
「認1809002529」「認1809002530」「認1809002531」  
同年8月3日認定「認1809011543」  
平成31年3月22日認定「認1809029997」「認1809029998」「認1809030001」  
令和元年5月10日認定「認1809029999」「認1809030000」  
令和2年5月28日認定「認2009002315」「認2009002316」「認2009002317」  
「認2009002318」「認2009002319」  
令和3年7月20日認定「認2109003082」「認2109003083」「認2109003084」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：M・Tベーシック株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 松永 卓、代表取締役 松永 佑右
  - (3) 所在地：富山県富山市婦中町新町 1422 番地 2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）
  - 平成30年 8 月 2 日認定「認1807006147」
  - 同年12月21日認定「認1807011478」
  - 令和元年 9 月20日認定「認1907006198」
  - 同年12月 4 日認定「認1907009468」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社小関工務店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小関 邦昭
- (3) 所在地：東京都町田市金井1丁目29番6号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19件）

平成30年8月13日認定「認1804034775」「認1804034776」  
同年8月23日認定「認1804028812」「認1804028813」「認1804028814」  
「認1804028815」「認1804028816」「認1804028817」  
令和元年8月9日認定「認1904032894」「認1904032895」「認1904032896」  
「認1904032897」「認1904032898」  
令和2年9月3日認定「認2004029965」「認2004029966」「認2004029967」  
令和3年2月24日認定「認2004059982」「認2004059983」「認2004059984」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社鈴木安太郎商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 康生
- (3) 所在地：千葉県旭市椎名内 3248 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

平成30年 3 月 5 日認定 「認1704007921」「認1704007922」

同年 5 月 16 日認定 「認1804004921」

同年 9 月 5 日認定 「認1804042460」「認1804042461」「認1804042462」

同年 9 月 12 日認定 「認1804043646」「認1804043647」「認1804043648」

「認1804043649」「認1804044516」「認1804044517」

「認1804044518」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社大久吉田商店
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉田 隆悦
- (3) 所在地：北海道松前郡福島町字月崎 304 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (19 件)

令和元年 7 月 30 日認定 「認1901002982」 「認1901002983」 「認1901002984」  
「認1901002985」 「認1901002986」 「認1901002987」  
令和 2 年 6 月 15 日認定 「認2001001768」 「認2001001769」 「認2001001770」  
「認2001001771」 「認2001001772」 「認2001001773」  
同年 7 月 30 日認定 「認2001002376」 「認2001002377」 「認2001002378」  
「認2001002379」  
同年 8 月 18 日認定 「認2001003175」 「認2001003176」  
同年 11 月 10 日認定 「認2001002380」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。



【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社ティオ
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 向原 義刀
  - (3) 所在地：兵庫県神戸市灘区都通 5 丁目 4 番 14 号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 2 年 11 月 17 日認定「認2008016315」「認2008016316」  
令和 3 年 8 月 20 日認定「認2108007744」「認2108007745」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ナチュラルフーズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 濱田 澄夫
- (3) 所在地：鹿児島県鹿児島市錦江町 11 番 56 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

平成31年 3 月 19 日認定「認1813013332」「認1813013333」「認1813013334」  
令和 2 年 1 月 23 日認定「認1913011985」「認1913011986」「認1913011987」  
同年 3 月 19 日認定「認1913013049」「認1913013050」「認1913013051」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限していたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号（同法第 48 条第 2 項）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：野村 保
- (2) 代表者職氏名：野村 保
- (3) 所在地：愛媛県今治市菊間町浜 2548 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年4月4日認定「認1711001866」「認1711001867」「認1711001868」  
令和元年8月1日認定「認1911002053」「認1911002054」「認1911002055」  
同年10月15日認定「認1911004643」「認1911004644」「認1911004645」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：光精工株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 森 里枝、代表取締役 森 康人
  - (3) 所在地：石川県小松市額見町工業団地 1 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

平成30年10月 5 日認定「認1807008739」「認1807008740」  
同年11月30日認定「認1807009909」  
令和元年12月 6 日認定「認1907009199」「認1907009200」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：北勢ダイキャスト工業株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 伊藤 惣彦
  - (3) 所在地：三重県桑名市多度町美鹿 1203 番地の 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）
  - 令和元年12月 6 日認定 「認1906048399」「認1906048400」
  - 令和 2 年 2 月27日認定 「認1906063988」「認1906063989」
  - 同年 4 月13日認定 「認1906071426」「認1906071427」「認1906071428」
  - 同年 7 月13日認定 「認2006012976」「認2006012977」「認2006012978」
  - 同年 9 月24日認定 「認2006022872」「認2006022873」「認2006022874」
  - 令和 3 年 6 月14日認定 「認2106004387」「認2106004388」「認2106004389」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：松本木材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松本 新一郎
- (3) 所在地：熊本県荒尾市大島新四ツ山 1722 番地 27

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (49 件)

平成30年4月27日認定 「認1713003898」 「認1713003899」 「認1713003900」  
同年6月27日認定 「認1813001653」 「認1813001654」 「認1813001655」  
同年6月28日認定 「認1813002814」 「認1813002815」 「認1813002816」  
同年8月29日認定 「認1813004616」 「認1813004617」 「認1813004618」  
「認1813004619」 「認1813004620」  
同年9月27日認定 「認1813007998」 「認1813007999」 「認1813008000」  
同年12月10日認定 「認1813007660」 「認1813007661」 「認1813007662」  
令和元年8月1日認定 「認1913003120」 「認1913003121」 「認1913003122」  
同年8月9日認定 「認1913005024」 「認1913005025」 「認1913005026」  
「認1913005027」 「認1913005028」 「認1913005029」  
「認1913005030」 「認1913005031」  
同年12月20日認定 「認1913011328」 「認1913011329」 「認1913011330」  
同年12月23日認定 「認1913010181」 「認1913010182」 「認1913010183」  
「認1913010184」 「認1913010185」 「認1913010186」  
令和2年4月10日認定 「認2013000276」 「認2013000277」  
同年5月12日認定 「認2013000270」 「認2013000271」 「認2013000272」  
「認2013000273」 「認2013000274」 「認2013000275」  
同年6月2日認定 「認2013001997」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：宮田 保廣
- (2) 代表者職氏名：宮田 保廣
- (3) 所在地：石川県加賀市熊坂町リ 3 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和元年 6 月 20 日認定「認1907002690」

令和 2 年 6 月 18 日認定「認2007002200」

同年 10 月 2 日認定「認2007004724」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 11 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社米沢鉄工所
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 西川 伸二、代表取締役 西川 直輝
  - (3) 所在地：石川県金沢市山科一丁目7番16号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）  
令和元年12月27日認定「認1907011493」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年11月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。